

合併協定書

堺 市 美原町

堺市及び美原町は、平成7年に「堺市・美原町広域行政課題連絡協議会」を設置し、それ以来、さまざまな行政分野における広域的な連携方策について研究活動を続け、平成13年度からは、合併問題もテーマとして、共同調査・研究を行ってきた。また、平成15年1月には「堺市・美原町任意合併協議会」を設置し、本格的な合併協議に向けて、協議・調整を行ってきたところである。

このような経過を踏まえ、堺市及び美原町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、平成15年4月に「堺市・美原町合併協議会」を設置した。

各種協定項目の調整にあたっては、これまでの美原町の行政制度の経緯を尊重し、住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮しつつ、堺市制度を基本に協議・調整されたものであり、両市町の合併に関しすべての協議が調ったので、以下のとおり協定するものである。

1 . 合併の方式

合併の方式は、美原町の区域を堺市に編入する編入合併とする。

2 . 合併の期日

合併の期日は、平成 1 7 年 2 月 1 日とする。

3 . 市の名称

新市の名称は、堺市とする。

4 . 事務所の位置

新市の事務所の位置は、堺市南瓦町 3 番 1 号（現堺市役所の位置）とする。

5 . 財産及び公の施設の取扱い

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

美原町の基金は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、合併を機に美原地域のまちづくりのための基金新設等を行う。

地区共有財産の取扱いについては、原則として堺市制度に合わせるが、納付金の率については、5 年を目途に新市において調整する。

6 . 市議会の議員の定数及び任期の取扱い

美原町議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、堺市議会議員の残任期間、引き続き堺市議会議員として在任するものとする。

また、合併特例法第 7 条第 3 項の規定を適用し、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間、美原町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は 2 人とする。

7 . 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

美原町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、堺市の農業委員会の委員の在任期間である平成 1 7 年 7 月 1 4 日まで、引き続き堺市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職する。なお、在任特例期間終了後の委員定数については、法令の基準に基づき調整する。

8 . 地方税の取扱い

堺市制度で実施する。ただし、法人住民税法人税割及び都市計画税については、当分の間、不均一課税（それぞれの税率を適用）とし、5年以内に堺市制度に統一する。また、事業所税の課税については、当分の間、美原町域について課税免除とし、5年以内に堺市制度に統一する。

納期については、合併後到来する新年度以降、堺市制度で実施する。

9 . 一般職の職員の身分の取扱い

美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防機関の職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。

職員数については、新たに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、堺市の一般職の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。

10 . 地域審議会の取扱い

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

11 . 特別職の職員の身分の取扱い

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む。）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って協議・調整する。

12 . 条例・規則の取扱い

原則として、堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

13 . 組織・機構の取扱い

現在の美原町役場については、新市が政令指定都市に移行し、美原区を設置するまでは、堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とす

る。

当該支所の組織及び機構については、将来の美原区の設置を念頭に、新市建設計画に位置付けられる役割、機能及び各種協定項目の調整結果を踏まえ、円滑な行政運営が図られるよう整備する。

消防組織機構については、現美原町消防署を存続し、本部体制を堺市高石市消防組合消防本部に統合、現消防署の体制を維持しつつ、堺市高石市消防組合の消防署体制に整合する。

1 4 . 一部事務組合等の取扱い

堺市及び両市町が加入している一部事務組合等については、堺市として継続して加入する。

美原町のみ加入している一部事務組合等のうち、南河内清掃施設組合、富美山環境事業組合、狭山・美原医療保健センターについては、当面は継続して加入し、新市において調整する。

1 5 . 消防団の取扱い

現美原町消防団については、現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原消防団」に改正する。堺市高石市消防組合で関係条例・規則を制定し、団長及び団員については、消防組織法第 1 5 条の 5 及び第 2 6 条の 3 に基づき、新たに組合管理者が任命及び承認を行う。また、消防団事務については、美原消防署で行う。

1 6 . 使用料・手数料の取扱い

水道料金及び下水道使用料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5 年以内に堺市制度に統一する。

塵芥処理手数料、し尿処理手数料、家庭用機器収集手数料、死犬猫処理手数料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5 年以内に新市において調整する。

公立幼稚園入園料及び保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

放課後児童対策事業一部負担金については、当面はそれぞれの制度を存続し、5 年以内に新市において調整する。

1 7 . 公共的団体等の取扱い

社会福祉協議会については、市・町の合併後速やかに社会福祉協議会が合併

するよう調整する。その際、美原町社会福祉協議会については、美原支部とする方向で調整する。

美原町商工会については、現行のとおりとする。

美原町土地開発公社については、解散し、債権債務については、堺市土地開発公社にすべて引き継ぐ。

18．補助金・交付金等の取扱い

自治会活動助成、地域会館建設等助成及び防犯灯維持管理助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。

有価物集団回収報償金制度については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

19．町名・字名の取扱い

堺市の町名は、従前のとおりとし、美原町域については、現在の町名・字名の前に「美原町」を冠する。また、堺市の「丁」及び美原町の「丁目」については、従前のとおりとする。

20．各種福祉制度の取扱い

高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的に取り扱い、計画の見直し時に統合を図る。

障害者計画については、新市において速やかに計画の統合を図る。

障害者・母子家庭・乳幼児医療費助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

公立保育所の運営については、当面はそれぞれの方針を維持する。

保育所保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

21．慣行の取扱い

市（町）章については、堺市の市章に統一する。

都市宣言等については、堺市の都市宣言等に統一する。なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

市（町）の歌については、堺市の歌に統一する。

市（町）民憲章については、堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。

市(町)の木、花木、花、鳥については、堺市の木、花木、花、鳥に統一する。また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

2.2. 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

保険給付と保健事業は堺市制度に統一する。

2.3. 介護保険事業の取扱い

第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化する。第3期事業計画については新市として策定する。

保険料については、当面はそれぞれの制度を存続し、次期事業運営期間に入る平成18年度から統一する。基金残額の取扱いについては、新市において調整する。

なお、賦課時期、納期限及び延滞金については、堺市制度で実施する。

保険給付の内容及び利用者負担の減免等については、両市町に相違がないため現行どおりとする。

2.4. 各種事務事業の取扱い

(1) 企画関係

堺地域情報化推進協議会については、対象地域を新市域に拡大して現行の内容を継続して実施する。

(2) 広報広聴関係

町長と語る新成人のつどいについては、その趣旨を踏まえ、堺市制度の市長懇談会の中で対応する。

(3) 財務・会計関係

公金事務の取扱金融機関に関し、指定金融機関の指定については、現行の堺市の指定金融機関とし、その他の金融機関(指定代理、収納代理)の指定については、原則として堺市制度に合わせる。

(4) 総務関係

行政機構・事務分掌関係事務については、堺市における事務手続に従い実施する。

職員の配置については、堺市制度を基本に、合併までに調整する。

(5) 防災関係

地域防災計画については、新市において、堺市地域防災計画を基に調整する。また、備蓄についても、新市において、被害想定を見直し、調整する。

防災情報システム、自主防災組織育成・防災訓練及び災害応急救助については、堺市制度で実施する。

婦人防火クラブについては、美原町制度を存続し、美原町域に適用する。

(6) 生活関係

掲示板（広報板）設置等事務、地区配布事務、防犯委員会、青少年指導員活動支援事業等については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。

(7) 人権関係

人権条例については、新市において人権擁護法の推移を勘案しながら制定する。

(8) 環境関係

ごみ収集事業、資源ごみ収集事業、有価物集団回収事業、家電4品目収集事業及びし尿収集事業については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

環境衛生対策事業については、新市において引き続き調整を図る。

(9) 文化振興関係

美原町文化振興自主事業については、堺市事業に再編する。

美術展覧会については、堺市制度で実施するが、みはら芸術展は、当分の間継続する。また、美原町国際交流推進協議会は当分の間継続する。

東大寺サミットについては、継続して加入する。

(10) 産業振興関係

産学官連携事業については、堺市制度で実施する。

商業共同施設設置事業、地場産業振興事業等については、堺市制度に統合して実施する。

農業用施設改良事業については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

(11) 保健・衛生関係

すこやか健診、各種がん検診等については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

母子保健計画については、計画の見直し時に統合を図る。

乳幼児健康診査、妊婦教室等については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

小児救急医療対策、予防接種事業等については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

(12) 都市計画関係

公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

コミュニティバス運行については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

開発協力金の徴収については、廃止する。

(13) 土木・公園関係

交通安全対策関係、違法駐車等防止、交通安全教育等については、堺市制度で実施する。

(14) 上下水道関係

美原町の自己水源の取扱いについては、合併時は現行のとおりとするが、合併後、廃止の方向で検討する。

大阪狭山市、美原町共同水質検査センターについては、合併時は現行のとおり存続させるが、自己水源を廃止する時点で解散を見据え調整する。

私道公共負担金及び都市計画下水道事業受益者負担金については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

(15) 学校教育関係

みはら大地幼稚園については、美原町制度を存続する。

公立幼稚園園児募集事務については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

小・中学校通学区域については、それぞれに現状の通学区域を維持する。

学校給食事業については、単独調理場が整備されるまでの間はそれぞれの制度を存続し、それ以降は堺市制度に統一する。

(16) 生涯学習関係

文化財団体育成事務については、美原町制度を存続する。

放課後児童対策事業については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

2 5 . 市町村建設計画

市町村建設計画については、別添の「堺市・美原町合併新市建設計画」に定めるところによる。

別 紙

地域審議会の設置に関する協議により定める事項

1 設置

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の美原町の区域（以下「設置区域」という。）を対象とする地域審議会を設置する。

2 名称

この地域審議会の名称は、堺市美原地域審議会（以下「審議会」という。）とする。

3 所掌事項

審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

設置区域に係る市町村建設計画（以下「建設計画」という。）の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

4 設置期間

審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

5 組織

(1) 審議会は、委員20人以内で組織する。

(2) 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域内に存する事業所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

公共的団体の役職員

学識経験者

公募により選任された者

(3) (2) の委員は、2人以内とする。

6 任期

(1) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 報酬及び費用弁償

委員の報酬及び費用弁償については、堺市議会議員その他の報酬等に関する条例（昭和31年堺市条例第13号）第6条第1項に規定する附属機関の委員の例による。

8 会長及び副会長

(1) 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

(2) 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 会議

- (1) 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。
- (2) 会長は、会議の議長となる。
- (3) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (4) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

10 関係者の出席

会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

11 庶務

審議会の庶務は、美原支所において処理する。

12 委任

この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（会議開催の特例）

- 1 この協議の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の招集は、9(1)の規定にかかわらず、市長が行う。

（任期の特例）

- 2 合併の日以後、最初に設置される審議会の委員の任期は、6(1)の規定にかかわらず、平成19年4月30日までとする。

堺市と美原町は、この協定の締結を証するため、ここに調印する。

平成16年4月5日

堺市長 木原敬介

美原町長 高岡寛

立 会 人

会 長 米 原 淳七郎

顧 問 石 原 信 雄

(堺 市)

(美 原 町)

委 員

中 井 國 芳

委 員

加 藤 均

委 員

菅 原 隆 昌

委 員

小 郷 一

委 員

中 村 勝

委 員

高 岸 利 之

委 員

肥 田 勝 秀

委 員

池 田 範 行

委 員

筒 居 修 三

委 員

米 谷 文 克

委 員

池 田 貢

委 員

服 部 正 光

(堺市)

委員

委員

榎 峯 正 一

委員

中 尾 良 和

委員

津 塩 壽 郎

委員

山 口 典 子

委員

清 水 謙 一

委員

奥 野 新太郎

委員

長 田 光 之

(美原町)

委員

井 上 敏

委員

奥 田 ひろ子

委員

高 島 正 一

委員

田 中 昭 二

委員

西 原 広 好

委員

平 野 紀代子

委員

松 岡 義 典

委員

宮 原 嘉 徳

(堺市)

委員

内 原 達 夫

監査委員

曾我部 篤 爾

(美原町)

委員

野 田 博

監査委員

石 通 英 岳